

個人住民税の現年課税化 企業の事務負担について

2020年10月12日

日本経済団体連合会 経済基盤本部

企業の事務負担に関する意見照会

対象 : 経団連 税制委員会企画部会

回答数 : 36社 (個人住民税の特別徴収に従事する人事部門等からの回答)

前提となる事務作業

- 「所得税方式」の事務フローで、給与所得者から企業が源泉徴収および年末調整を行う (P 3)。
- 過去の検討会で挙げた案を基に、特別徴収義務者の事務負担を極力抑えられる作業環境を仮定(P 4)。

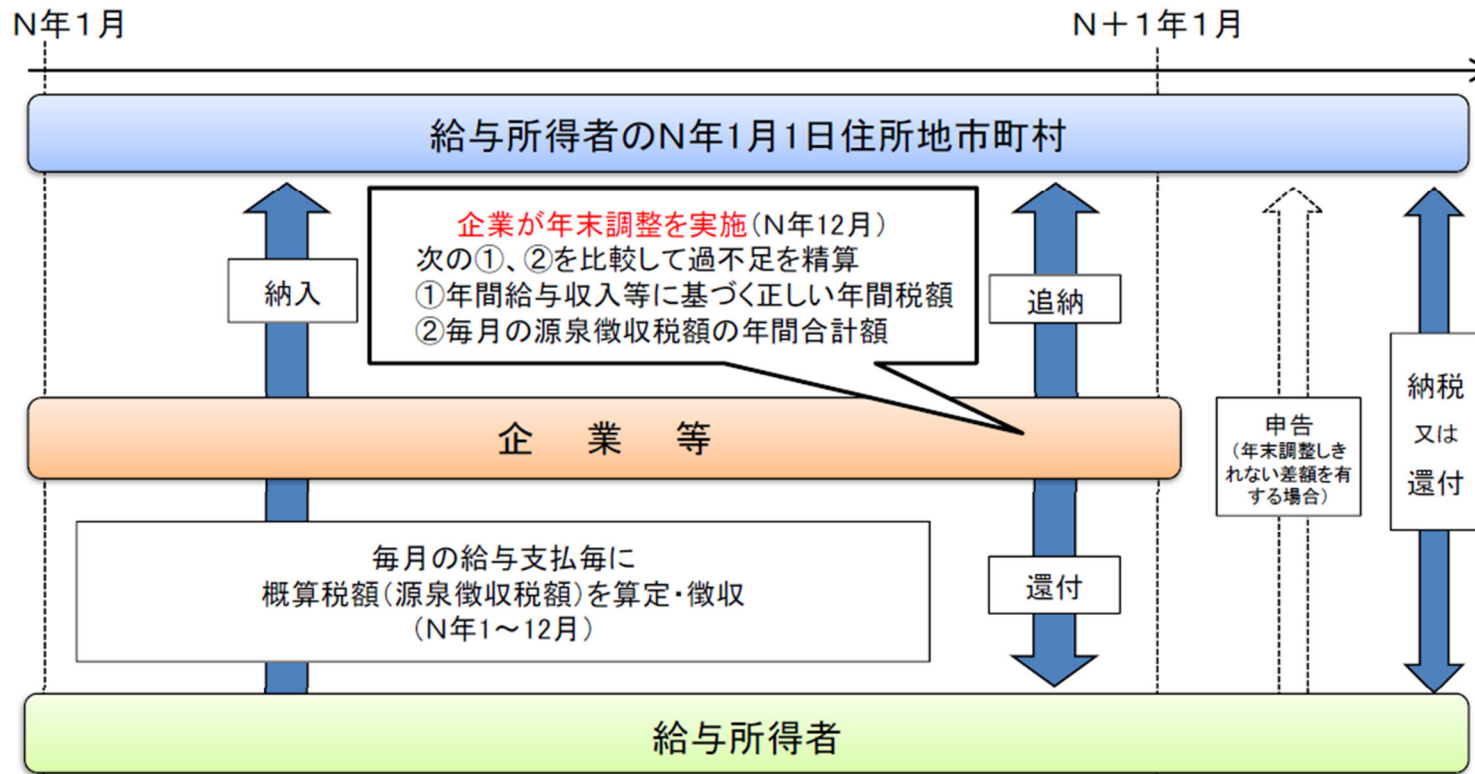
質問事項

(上記前提で現年課税化した場合に、企業の立場で)

- メリットとなり得ること
- 懸念されること

所得税方式（案）（給与所得者の場合）

- 所得税と同様の源泉徴収制度を個人住民税にも導入する。
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率（標準税率）に基づき税額を算定（全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収）。
- 年末調整の段階で、税率等の地方団体毎の独自事項及び人的控除を反映。



所得税方式（案）における仮定

特別徴収義務者（企業）の潜在的な事務負担	仮定
源泉徴収の段階で、自治体ごとに税率が異なるため、従業員等ごとに源泉徴収すべき税額がわからない。	源泉徴収段階で、全国一律の税率（標準税率10%）に基づき税額を算定。
年末調整の段階で、自治体ごとに税率や非課税限度額等が異なるため、従業員等ごとの追納/還付額がわからない。	年末調整の段階で、税率等（注）の地方団体毎の独自事項及び人的控除が自動反映する（共通のソフトウェアが提供される）。（注）「等」には森林環境税や復興税といった上乗せ課税を含む
年末調整の段階で、個人住民税を算定するために従業員等について追加的な情報が必要になる。 ※現在、年末調整において所得税を算定するために企業は扶養親族や生命保険料などの情報を取得している。	企業が取得する情報は、現在から追加されない。 なお、国税では本年10月から年末調整の一部電子化が行われ、個人住民税でも活用する前提。
年末調整の段階で、副収入等、企業が把握していない情報が必要になるおそれがある。	現在と同じく、従業員等が確定申告する。 P2.図中「申告（年末調整しきれない差額を有する場合）」とある部分。
従業員等の課税年度1月1日時点の住居地を把握する必要がある。年度途中に入社する社員や、一時雇用する従業員については、源泉徴収がなおさら困難。 ※現在、住民基本台帳や給与支払報告書の住所情報等を基に市町村が課税団体を確定している。	マイナンバーと情報が連携され、従業員等の1月1日時点の住居地が自動反映される。 ※現在、マイナンバーで照会される住居地は課税年度中に転居届をした住居が反映されるが、課税年度1月1日時点の住居が反映されるしくみが導入される前提。また、企業が当該目的でマイナンバーを扱うことができるようになる前提。
納税すべき地方自治体を従業員等ごとに選択しなければならない。	地方税共通納税システムの拡充により、選択する必要がない。

【主な意見】 企業の立場でメリットとなり得ること

- 個人住民税の特別徴収に関わる事務負担の軽減
 - 特別徴収税額通知（納税義務者用）を従業員に送付する事務が不要となれば、事務負担が軽減される。作業・保管スペースや人件費を削減できる。
 - 特別徴収税額通知（特徴義務者用）を受領した後、自社の給与システムに源泉徴収する税額を反映させる事務がなくなる。
 - 特別徴収に係わる「給与所得者異動届」や「特別徴収切替依頼書」の提出が不要になれば、事務負担が軽減される。入社時の届出、退職時の一括徴収といった都度手続きが不要になる。
 - 企業と市区町村のやり取りがなくなることによる事務軽減（給与支払報告、決定通知配布、税額変更通知配布、市区町村からの扶養調査・居所確認がなくなると想定する）。
- 制度の分かりやすさ・従業員への周知
 - 制度移行により数年は混乱は予想されるが、所得税と同じサイクルになるため、従業員に説明しやすくなる。
 - 従業員の納得感が得られやすい。特に海外への赴任者・帰任者、所得が成果連動する職種等の前年度から所得が大きく増減する従業員について。

【主な意見】 懸念されること

● システムの移行・導入

- 月次および年末調整時の住民税税額計算フローを給与計算システムに導入するため、大規模改修が必要。
- 地方税共通納税システムの拡充や共通のソフトウェアの提供されとしても、企業が用いている給与計算システムとの連携が円滑に為されるか懸念がある。どの給与計算システムやPCを用いている会社でも問題なく使用できることが必要。
- 共通のソフトウェアで作業完結できない場合、他社の有償ソフトを利用する等の追加コストが発生する。
- 共通ソフトウェアの提供で自治体毎の独自事項の反映する場合でも、システム対応等・マスター検証等業務負荷が発生する。自治体毎の仕組みの差異をなくし、全国統一の仕組みとして頂きたい。
- システム改修や社内調整に時間を要するため、所得税方式導入の際は一定の準備期間が必要。

● マイナンバーとの情報連携

- 現在でも、マイナンバーを企業に提出しない従業員も存在する。マイナンバーに未提出者がいると成り立たないため、法整備が大前提となる。
- マイナンバーを利用する企業のリスク（情報管理、取り間違い等）が懸念される。
- 管理・登録は社外委託しているため、情報連携に用いる場合、時間を要する。
- セキュリティの観点で通常業務と比べ業務量が増加するため
- 新規雇用者（4月新卒新入社員等）については、雇用初月の給与・源泉徴収税額計算時までにマイナンバーの取得が間に合わない（＝マイナンバーによる1月1日時点の住居地の自動的に把握されない）可能性がある。納付先の自治体の指定等、個別対応が必要となる可能性がある。
- 海外からの年内帰国者が、1月2日以降に住民登録を行った場合、納税先の市町村を抽出できないのではないかと懸念される。

【主な意見】 懸念されること（続き）

● 事務負担

- 12月の繁忙期に住民税と所得税両方の年末調整を行うこととなり、企業側は相当な負担の増加となることが想定される。
- 年末調整計算から法定調書提出までの期間は短い。このことから年末調整の段階で作業増加することは人件費の増加にもつながり、働き方改革の観点からも避けるべきと考える。
- 昨今、法改正が続いており、年末調整業務に負荷が大きい上に住民税の年末調整業務が重なることで担当者の負荷が心配される。
- 年末調整時の必要書類が増えない仮定でも、計算結果の確認等は必要であるため、その分の負担増加は避けられない。
- 所得税のように過年度分の扶養是正を行うことも想定されると、所得税との事務の重複感が懸念されます
- 制度移行時は、従業員への周知の難しさおよび従業員からの問合せ増加が懸念される。
- 住民税の算出根拠に関する問い合わせが、人事担当者に寄せられることが想定される。

● その他 仮定について

- 所得税の源泉徴収区分が「甲」以外の従業員（別の企業で「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している従業員や、日雇い、短期間雇用）については特別徴収が不要となるのか不明確。
- 給与支払報告書を市区町村へ提出する必要がなくなるのか（源泉徴収票のみで問題ないのか）。
- ふるさと納税のワンストップ特例制度を利用する場合、現行は毎月徴収する住民税から控除されるため、源泉徴収段階で、一律の税率に基づき税額を算定する場合、年末調整または確定申告で控除する手当てが必要になるのではないかと懸念される。

<参考調査> 企業における年末調整の電子化（令和2年10月開始）の検討状況について（回答結果）

本年分からの導入	回答数
あり	13
なし	23

導入しなかった理由(複数回答可)	回答数
給与システム等の改修	18
従業員への周知	1
検討していない	2
その他	0
未回答	2

導入見込み	回答数
令和3年分所得税	5
令和4年分所得税	0
令和5年分所得税	0
未定	18

